

法人化へのメリット・デメリット

現在の法人組織には、株式会社・合同会社・合資会社・合名会社がありますが、新たに設立される法人のほとんどは、「株式会社」と「合同会社」です。

法人の一般的なメリット・デメリットを記入しました。ぜひ検討してみてください。

法人のメリット

- 社会的に信用が高い。
- 金融機関などからの資金調達・融資が有利になる。
- 株式会社・合同会社においては、出資者責任が有限である。
- 経営者及び家族も社会保険に加入できる。
- 経営者・従業員の意識改革効果と従業員の採用に有利・定着率の向上
- 節税になる場合がある。
- 会社の資産は相続の対象にならないので、多額の相続税が課せられたり、預金が凍結されるといった心配はありません。(株式は相続対象)
- 資本金1,000万円未満で設立した場合、2期目までは「消費税の納税が免除」される。(但し、第2期目については、第1期上半期の売上高や給与支払額によって課税又は免税の判定をします。(税理士確認必要))
- 決算期を自由に選択できる。

法人のデメリット

- 設立に際し、資本金及び設立登記費用等が必要となる。
- 記帳業務・決算申告作業の負担が増す。
- 業績の善し悪しに関係なく、法人住民税の均等割負担(年7万円)がある。
- 社会保険が強制加入の為、社会保険料の会社負担分が発生する。

【法人設立にかかる費用】※登記完了までの費用です。

(株式会社の場合) (合同会社の場合)

定款の認証(公証人への手数料)	50,000 円	0 円(認証不要)
定款に貼り付ける収入印紙(※)	0 円	0 円
登録免許税	150,000 円	60,000 円
当事務所の報酬料金(注1)	80,000 円	70,000 円
定款の謄本代など	2,000 円	2,000 円
	<u>282,000 円</u>	<u>132,000 円</u>

(注1) 報酬料金には、司法書士への登記申請委託料も含まれています。

★当事務所は、定款を「電子定款」で作成し、認証を受けるため、収入印紙4万円分が不要になります。(設立登記費用の節約!)